

全労金2018春季生活闘争ニュース・第27号

《合意速報No. 11》

東北労組が関連会社との団体交渉で、

「基本合意」を表明しました！

東北労組は、3月27日9時30分から、関連会社と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要 求（関連）					回 答（関連）				
		正社員	契約社員	ビル管理社員	代理店契約社員	再雇用嘱託社員	正社員	契約社員	ビル管理社員	代理店契約社員	再雇用嘱託社員
安定雇用	無期転換	—	(実現)			—	(実現)			—	
	登用制度	—	(制度はないが実績あり)			—	(実現)			—	
基本賃金		定期昇給の実施	定期昇給の実施			定期昇給の実施	要求通り				
一時金		4.0	1.0～3.6			—	3.8	40,000～2.6			—
昨年実績		3.8	40,000～2.6 (※代理店契約職員+20,000)			—	3.8	40,000～2.6 (※代理店契約職員+20,000)			—
雇用環境	年休積立	金庫正職員と同様					要求通り				
	私傷病休職	人事賃金制度と併せて、協議で解決					継続協議中				
公正処遇	年休	(実現)	(実現)			—	(実現)	(実現)			—
	生休	人事賃金制度と併せて、協議で解決			—	(実現)					—
	母性保護	人事賃金制度と併せて、協議で解決			—	(実現)					—
単組独自要求		福利厚生補助金の増額 配偶者出産休暇					福利厚生補助金の増額：8,000円増額 配偶者出産休暇：要求通り				

団体交渉において、関連会社からは「新人事制度の導入に関して、組合からも様々な意見をいただき、感謝する。労金サービスが6つから1つになって以降の課題を解決したことは、次のステップに向かって大きな一歩となった。2018年度以降、更にステップを踏んで、親会社である金庫とともに進めていける体制ができた。労働条件や諸制度は、金庫の水準に合わせる回答とした。親会社の金庫、組合と考えを一つにしなが、役に立てる労金サービスを作っていきたい」等との表明を受けました。

小野寺闘争委員長は、「東北労金サービスで働く仲間の職場実態や生活の実態を基に取り纏めた要求に対して、真摯に検討いただき協議交渉を継続してきた営みに対し、感謝する。2018春闘では社会課題でもある底上げ・底支え・公正処遇の要求実現に向けた協議を進めてきた。このことは、この間の社会環境の変化や、金融業態を取り巻く経営環境の厳しさの中で、日々奮闘している社員組合員が、モチベーションを維持する中、やりがい・働きがいを持ち安心して働き続けられる環境の整備が必要とされているから

である。東北労金サービスと東北労働金庫が、代理店の業務運営をはじめとする委託業務を含めた多面的な課題の共有を図る中で、業務を運営していくことの重要性はさらに増してくる。そうしたことを踏まえ、春闘交渉や人事賃金制度の見直し協議の中で、会社としての目標と目的を、社員組合員との合意形成をはかる営みにより共有化が図られたことは、今後の東北労金サービスの安定的な事業の発展につながっていくものと考えられる。回答については、要求に届いていない部分があるが、新人事賃金制度へのスムーズな移行を優先した内容を踏まえ、この間の社員の奮闘に応える内容であると判断している。同時に、今後の新人事賃金制度の運用の中で、働きがい・やりがいにつながる制度の実効性を高めるため、更なる労使関係の構築が必要である」等と表明しました。

単組は、①社員のモチベーション向上をはかり、金庫職員との格差是正を会社として可能な限り行う姿勢を示したこと、②人事考課制度の見直しや賃金制度の確立に向けた労使で協議を踏まえ、交渉が進められたこと、等から基本合意を表明しました。

*合意単組（8単組／3月27日16時現在）

中央・長野・沖縄・近畿・セントラル・東海・中国・中国(関連)・東海(関連)
東北・東北(関連)

以 上